

「満洲」移民政策に見る民族差別

水 越 紀 子

一、はじめに

日本は、一九一〇年「日韓併合に關する條約」を締結、「朝鮮」を「併合」し植民地としたのち、領有権拡大をめざし『満洲』侵略の活動を開始した。

一九三一年、日本軍部は『満洲事変』という名の侵略戦争によって、中国東北三省の主要都市と鉄道沿線を占領した。『満洲事変』は、中国から『滿蒙』を分離し、

これを日本の植民地として領有する計画を実行にうつしたものであった。日本軍部が、傀儡国家である『満洲国』

を『日満議定書』調印によって正式に承認したのは一九三二年であった。

『満洲』移民政策をとりあげるのは、近年、あの「侵略戦争」を正当化する勢力が台頭し、日本人のナショナリズムに内在化された「大国意識」や「排外主義」を刺激し、再び「民族差別」を国家的戦略にもちいる懸念があるからである。当時の国家的「侵略」政策の形成過程の一局面を見ることで正しい歴史認識の確認の一助にしたい。

『満洲』移民政策は、『満洲』建国と同時に計画実行に移された。移民政策の時期区分は後述のとおりである。

『満洲』移民政策は、『満洲』に居住する民族、主に

中国人、朝鮮人（現在一般的に使われていない呼称であるが、本稿では「朝鮮」「朝鮮人」をもちいる）への『支配・排除・差別』を必然とした植民政策であった。

本稿では、『満洲』移民政策に関する公的資料によつて日本政府官僚や軍部権力者が認識していた異民族観を明らかにし、彼らの『民族差別』の若干の局面を見る。資料は後述する。

『満洲』移民政策をとりあげるのは、近年、あの「侵略戦争」を正当化する勢力が台頭し、日本人のナショナリズムに内在化された「大国意識」や「排外主義」を刺激し、再び「民族差別」を国家的戦略にもちいる懸念があるからである。当時の国家的「侵略」政策の形成過程の一局面を見ることで正しい歴史認識の確認の一助にしたい。

『満洲』移民政策は、『満洲国』建国と同時に計画実行に移された。移民政策の時期区分は後述のとおりである。

^『満洲』▽

『満洲』とは、現在の中国東北地方の三つの省（遼寧、吉林、黒竜江）をさす。中国人はここを東北地方と呼ぶ。

^『満洲』移民事業の時期・計画・実績の概略▽

国策としての移民政策は一九三二年に始まった。今より六五年前である。一九三二年より一九三六年までの五年間は、『満洲』に日本の農業移民が定着しうるか否かを試す時期で「試験移民期」(1)という。それは、移民政策の形成期でもあった。

一九三七年から一九四一年までの五年間は、「試す」時期から実行に移す見通しがついた時期で「本格移民期」(2)という。日本農業移民が国策として『満洲』に大量に送り出された時期であり、移民政策の展開期である。

その後一九四二年から敗戦までを「移民事業崩壊期」

(3)という。

その全期間中、農業移民として『満洲』に渡っていった日本人は延べ七〇万人であった。『満洲』移民の計画数と実績は^表1▽の通りである。

^資料▽

本稿が参照する資料は、「満洲移民関係資料集成」（全四〇巻 不二出版 一九九〇年）である。これは、国の事業として移民政策がはじまつた一九三二年から移民事業が崩壊する一九四三年までの移民政策実行過程の公的機関の文書（当時の極秘文書も含む）で構成されている。

『満洲』農業移民の場合、担当官庁は日本国内におい

〈表1〉満洲移民の実行計画と実績の推移
(1932~1942年) (単位: 戸, %)

年度	実行計画(A)	現在戸数(B)	(B)/(A)
1932年	600	376	62.7
1933	555	518	93.7
1934	300	225	75.0
1935	610	548	89.8
1936	1,690	1,439	81.5
小計	3,755	3,106	82.7
1937	4,690	3,741	79.8
1938	6,000	4,689	78.2
1939	12,270	7,334	59.8
1940	19,085	9,091	47.6
1941	30,555	17,780	58.2
小計	72,600	42,635	58.7
1942	22,412	11,257	50.2
合計	98,767	56,998	57.7

(満洲移民史研究会作成・1976年)

ては拓務省、農林省、陸軍省、対満事務局などがあり、『満洲国』でもその事実上の総督府であった関東軍司令部をはじめ実業部、民生部、開拓総局、満洲拓殖公社などの機関が関与した。これらのすべての機関が作成した『満洲』移民関係の公文書は膨大な量になると想像される。(4)

しかし、敗戦後意図的に焼却されたものも多く、移民政策に関する全貌は明らかになっていない。したがって、『満洲移民事業』の全容をこの資料のみによつてつかむことは不可能である。

本稿では移民政策における「民族差別」に焦点を絞る。

従つて上記資料の中から中国人・朝鮮人に関する「移民政策要綱」とその参考資料を、補足として移民政策に関する会議の議事速記録を使うこととする。

△記述の順序と方法△

はじめに、上記資料に収録されている『満洲』移民政策の「中国人移民対策」と「朝鮮人移民対策」を示し、当時の日本官僚の異民族認識の考察を行う。

次に、その対策案から中国人と朝鮮人の民族関係の一部を考察する。

最後に、移民政策の基本的な方向性を導いたとされる

「移民会議」の議事速記録から政府官僚を指導した帝国大学教授たちの発言内容を示し、彼らの民族観を見る。

本稿での記述は以下のように統一する。

(一) 引用文中の旧字は便宜上当用漢字に改める。

(二) 引用文中の『満洲』は『』を省く。

(三) 引用文中の蔑称についても『』を省く。

二、中国人・朝鮮人移民対策

一九三二年、関東軍(5)は『満洲』の総合的經濟建設計画を推進する必要から、經濟調査会を指導し「満洲農業移民政策案」を策定した(6)。

一九三二年は、日本の『満洲』移民政策が開始され、第一次試験移民が送出された年である。

上記移民政策の「支那(7)人移民対策」と「朝鮮人移民対策」から、移民政策発足の時期、日本の指導者が『満洲』に於ける中国人・朝鮮人の状況をどのように把握し、どのような「対策」を樹立したかを見る。

(一) 中国人移民対策

「中国人移民対策案」の策定にあたり、経済調査会は、その参考資料として「満洲に於ける支那人移住状況及移住民の特質」を作成した。その資料によつて、当時の日本官僚たちが『満洲』における中国人移住者の状況をどのように把握していたかを見る。

資料は「移住の沿革及動因」について次のように述べる。

「満洲の原住民である満洲族は現在の人口三千万中その一部を占めるに過ぎず、一千数百万は支那本土よりの移住者たる漢民族である。漢人の満洲移住はその端を世紀前数世紀に発する。現在の漢民族移住の過半は、東支鉄道の敷設によつて交通至便となり、且つ日本勢力の進出による治安の維持、対満投資及び文化的寄与等の経済的誘因によるものである。即ち漢民族の満洲移住は、本土における人口増加と經濟的・社会的生活条件の不均衡を基底とし戰禍、匪禍及び天災等生活脅威によるものであり、従来の植民活動に見る如き積極的移住とは自ら異にする」と称すべきなり」(8)

「支那本土よりの来住者に就て正確なる数字を求むることは、殆ど不可能のこととなり。船舶及鉄道の輸送統計による概算では、一九二七年に於ける移住數は推算約百一十余万にして、史上未曾有の大移動にて、政治上、社会上、經濟上輕視し得ざる問題として一般の注意を喚起せり」(9)

もともとの『満洲』居住者を『満洲族』とし、移住者を『漢人』として區別している。その上で『漢民族』の移住は生活困窮のための移住であり、史上未曾有の移入に注意を要するとする。ここでは、日本官僚たちが質的・量的問題を挙げ新たな移住者を規制する方法を提示したと推察する。

次に「移住社会群の特徴」について次のように述べる。

(1) 男女の比率が著しく懸隔し、且つ家族的移民が過少である。男女の割合は、男八一%、女八%、子女一一%。家族形態は、非家族形態七七%、家族形態二三%である。(昭和五年三月～四月大連、營口貨車搭乗車約一万一千名に対する調査。以下同じ)

(2) 季節的移民・一時的移民が多数を占める。その比率は、季節移民一四%、一時的移民六五%、永

住移民一九%である。

(3) 熟練労働者及統制労働体験者が過少である。

これは概念的に明白であるが統計資料なし。

(4) 企業移民少なく、極度の貧窮者及避難民多数を占める。これについては海港上陸後、徒步によつて北上する者多数であり、救済慈善機関の保護、援助を求めるものが多い事から推察できる」(10)

ここでは、実数調査の資料を提示している。その調査によると、移住者は男子の単身者、一時的移住者、極度の貧窮者や難民が多い。これはある年の一ヶ月のみの、またある一地点駅の搭乗車の調査で割り出した数字である。数字の正確性は疑わしい。しかし、当時の状況からこれに近いものであつたことは推察できる。

以上の資料を踏まえて「支那人移民対策案要綱」が作成された(11)。

「要綱」はその対策を次のように述べる。

「一、移住奨励の必要なし。最近満洲に対する支那移民の洪水は両地生活条件の相違に基く水準作用にして当局者の奨励による結果ではない」「彼らの無制限的の来住は後述の如く新興満洲国に凡有方面

に不利なる影響をもたらす」(12)

中国人の『満洲』移住は今後奨励しない。無制限に認めれば『満洲』政策に不利な影響があると述べる。移住を放任した場合の悪影響として次の四項目を挙げている。最初に「政治上に及ぼす影響」として次のように述べる。

「(イ) 不逞分子の混入を伴い治安の維持困難
(ロ) 貧窮にして浮動性多き巨数移民の未開地帶流入は匪賊(13)の群れに投じ易き權あり(ハ) 郷土との社会的、経済的連繋緊密なるを以て從来移民は自他の区別を認識して居らず、今後満洲国の国民精神の作興は期待し得ざるものにして将来の統治上不利なる影響を及ぼす」(14)

移民が未開地に大量に流れこめば『匪賊』化する者が多くなる。それは日本官僚たちが最も懸念したことであつた。前述の「移民の社会群の調査」において、男性的の単身者が多いこと、永住移民よりも一時的移民が多いこと、極度の貧窮者や避難民が多数であることなどを記録している。それらは自由に流動する社会群である。管理が困難となり、彼らが抗日軍へ流入することを懸念し

たための「政策」である。

第二として「社会上に及ぼす影響」を次のように述べる。

「(イ) 移民の男女比率に著しく懸隔せる結果満洲

人口の男女別不均衡を激化し性的道徳心を低下し狂暴と殺伐の氣風を生ぜしむ。(ロ) 衛生觀念の缺ける移民の流入は各種疾病を生ずる原因をなす。

(ハ) 社会的教育なき貧窮移民の流入は満洲住民の道徳的向上と文化の発達を阻害する」(15)

移住者は男子単身者が多いため性的道徳心を低下させるという。前述の資料で男女の比率において男性が圧倒的に多いことが記録されているが、そこから導き出したのが(イ)の項である。衛生觀念のない移民が病氣蔓延の原因になること、貧窮者移民が文化の発達を阻害するという項目は、新たな移民を阻止するためのものであり、具体性はない。

第三として「日鮮移住民(日本人と朝鮮人移民)に及ぼす影響」を次のように述べる。

「(イ) 巨数支那移民の流入は日鮮移民の移住余地を

窄むるに止まらず、より生活程度高き日鮮移民の移住を恒久的に阻害するものである。(ロ) 巨数移民の流入は先住者のみならず彼ら自身の生活困難を來し、日鮮人特有の職業的技術的分野の存在を許さざるに至る」(16)

中国人移民が日本人と朝鮮人移民の移住を「恒久的」に阻害するとする。ここでは「生活程度高き日鮮移民」と言い、朝鮮人と日本人を同位置において中国人排斥を策動している。

最後に「経済上に及ぼす影響」について次のように述べる。

「(イ) 移民持參の所持金過少にして勤労により得たる収得金は帰還に際して持ち帰るを通有性とするを以て彼らの所持金及収得金が満洲經濟に利益とならず。

(ロ) 救濟機關及慈善團体の救助を要し却つて經濟的社會的犠牲を必要とする。

(ハ) 労働者の生活標準の向上を恒久的に阻止するのみならず労働条件を不利に導く」(17)

中国人移民は働いて得た収得金を郷里に持ち帰り、『満洲』にとって利益とはならない。また生活困窮のためにそれを救助しなければならない。救済のための費用がかかるとする。(その救済機関・慈善団体についての記述は資料にはみあたらない)

以上のように「中国人移民対策」は中国人の移住を拒否する対策である。しかし、彼らの移住を「絶対的に拒否出来ない種々の事情」があることも(18)以下のように述べている。

「彼らの移住は郷土との間に血族的、社会的、經濟的連繋を持ち、移住は人口過剰の緩和を根本原因とし天災戦禍による飢餓によるものであり、満洲はその避難所であるから移住を拒否する如きは人道的問題なりと考えられる。移住の絶対拒否は、支那本土住民の反感を買ひ、日本の新國家の立場を曲解せしめ外交関係を益々紛糾せしめる」(19)

そこで外交関係を考慮し、次のような移住制限の基準を設け移民の「資格事項」を策定した。

「支那移民の移住放任不可にして移住拒否また不

可なりとすれば残るはこれを制限する方法のみ。制限の方法としては移民の資格審査によるを最も適当とす」

「資格審査の標準要項」(1) 政治的擾乱者の移住拒否 (2) 肉体上、精神上の欠陥を有する者の移住拒否 (3) 極端なる貧窮者の移住拒否 (4) 未開拓地開拓民は家族的移民が主体 (5) 確実なる身元保証なき労働者の拒否 (20)

日本人官僚たちが「中国人移民対策」において重要視したのは「政治上におよぼす影響」と「經濟上におよぼす影響」であった。中でも植民政策の基盤である經濟上の影響は重要であったと推察する。

中国人移民は、中国本土における經濟的・政治的理由による生活困窮の結果の流入である。したがつて、今後『満洲』の治安が安定し、經濟活動が活発になることによつて、ますます移住者が多くなるであろう。しかし、彼らは蓄財して富を郷里にもちかえる。彼らの労働提供による經濟發展は望めない。日本の植民政策上、必要とする經濟的利益を生まないであろうと判断した。

それ以外の「社会上に及ぼす影響」と「日鮮移民に及ぼす影響」の項目は、彼らを排除するための了解事項で

ある。

移民は男性の単身者が多く性的道德心を低下させ狂暴と殺伐の気風を生むという。単身者が多いことは開拓史上においてよく見られる状況である。日本人移民も初期においては同様であった。社会的教育の無い移民が『満洲住民』の道徳文化の向上を阻害するという事項も具体性はない。

「支那移民そのものが、日本人・朝鮮人の移住を恒久的に阻害する」ものであるという。これが「中国人移民対策」の結論である。

「中国人移民対策」は中国人移民を排斥する政策であつたが、最後の項の「移住制限」を設け、完全な拒否ではなく条件つき拒否政策をとっている。その理由は、その「政策」に述べるように「人道的問題」に留意し、「外交関係」をおもんばかりだからであろうか。

それ以外に見えてくるものがある。それは新たな移入者の管理と「資格審査」による人的ふるいわけである。それが目的であったのではないかと推察する。

(二) 朝鮮人移民対策

成した資料「在満鮮人概況」によって、当時の日本官僚たちが『満洲』在住の朝鮮人の状況をどのように把握していたかを見る。

△朝鮮人の満洲移住△

「鮮人の満洲移住は一七世紀の初期に始まり現在南北満洲より東蒙古一体に亘り居住する鮮人は五十万人或いは百万人乃至百五十万人と称せられるが、確実なる数字は知りえず。領事館及び朝鮮人会等の調査を総合すれば少なくとも百万を下らない」 「元来朝鮮人の移住は古き歴史を有するものなれど、韓国併合後ことに移住旺盛となる」「総督府は移住を引留むる手段を講ぜし事ありしも移住を奨励したる事なし」

「しかしながら年々自発的に移住を企てる者著しく増加したり」⁽²⁾

ここでは、朝鮮人の『満洲』移住の歴史的経過にふれている。移住人口の正確な数は把握していない。特に移住者が多くなつたのは「日韓併合」以降で、それは自発的移住であると述べる。「移住を企てる者」という表現に、彼らの移住を拒否したい心境が現れている。

彼らがなぜ『満洲』に移住したのか。それは日本の植民政策の結果である。日本の支配によって彼らの生活は窮屈を極めるようになつた。生きるための方法として『満洲』へ移住せざるを得なかつたのである。

△移住朝鮮人の生活状態△

「初め朝鮮人移住者数少ない当時に於いては彼らの生活は極めて気楽なりし、それは支那人の態度寛大にて自分等の弟分くらいい見做し」「彼らも親密に接したためであつたが暫時移住者の数増加するに従い双方に利害の衝突起りこり」「特に日韓併合後は朝鮮人も支那の領土にありては日本帝国の臣民なるが故」「面倒複雑なり」という風になれり」「折角朝鮮人が開墾したる土地も支那人地主に引き上げられ苛酷なる条件に甘んじ彼らの生活は保障せざる状態に陥れり」⁽²²⁾

日本官僚たちは、中国官憲の朝鮮人農民への圧迫は、日本の中国に与えた政治的打撃に起因することを把握している。
特に朝鮮人への迫害が強まつたのは、昭和二年から三年にかけてとある。昭和二年（一九二七年）は、日本の『満洲』侵略が活発化した時期である。中国人の朝鮮農民への迫害は、日本の中中國侵略に対する抵抗であつた。

ある。日本官僚たちはそれを認識していたと思われる。

△在満鮮人圧迫概況△

「昭和二年下半期より昭和三年に亘りて支那官憲が在満鮮人殊に鮮農に加える不法圧迫の暴挙は重大なる人道上の問題なり。此の事柄は決して偶發的なものに非ずして日本の満蒙發展に対する種々なる原因より来る支那側の防止手段一して「換言せば日鮮支の三角関係なり」「日本の支那に与えたる政治的打撃は支那人の鮮人圧迫となり引いては鮮人の排日怨念の声となりこれの取締りに就き支那側に抗議すれば忽ち鮮人抑圧となりて現れる」⁽²³⁾

朝鮮人の生活状態は、中国人地主との関係の悪化によって窮屈生活に陥つた。「日韓併合」後、朝鮮人も「日本帝国の臣民」となつたために、中国人地主の迫害を受けようになり、「面倒複雑」になつたと述べている。
これも日本の植民政策によって引き起こされたもので

ヘ所謂不逞鮮人に就いて

「満蒙在住朝鮮人の内に所謂不逞鮮人と名づくべき者の数は明白ならず」「從来支那官憲の不逞鮮人に対する態度は概して放任主義に傾ける場合が多く、責任ある官憲の口から不逞鮮人は政治犯人である故取り締まる必要なしと放言せり」「排日主義に傾ける地方官憲の如きは反ってこれら不逞の鮮人を庇護して間接に日本人を苦しむる実例も屢々ありき」(24)

「満蒙に於ける百万に近き朝鮮人中、眞の不逞鮮人は幾分にも達せざるも生活不安定の原因より准不逞鮮人となる境遇にある者は以外に多数を数うると

同時に在満蒙の朝鮮人全部は容易に不逞鮮人たり易き素質を有する者なるが故」「深甚なる注意を要す」(25)

以上に見るようすに、日本官僚たちは、朝鮮人の『満洲』移住が旺盛となつたのは、「日韓併合」後であり、中國人との関係が「面倒複雑」になつたのも「日韓併合」以降であること、『支那官憲』による朝鮮人迫害も『満洲』侵略活動の開始によってひきおこされたものであることを認識していたと思われる。

その認識にもとづいて「朝鮮人移民対策案要綱」は作成された。その「対策」は次のようない内容である。

第一に、「鮮人の満洲移住問題と統制の必要」を挙げる。

「今後鮮人を積極的に満洲に誘致する必要なし。從来彼らは資力もなく多大の威圧を受けつつも、今日概算七〇万内外の在住者あり。移民問題は先ず日本移民を目標とし全力を上げてその達成に努むべき。鮮人移民は水田事業に従事する故に日本内地移民の最も得意とする所と競合する。そのため将来日本移民事業の支障となる。

しかし、中国の官憲は、「不逞鮮人」は政治犯であるから取り締まる必要はないとして彼らを庇護している。これは中国人の朝鮮人迫害が、日本の侵略に対する反撃であったことを現している。

不逞鮮人」とは、日本官僚たちが指した反日思想をもつ朝鮮人のことである。ここでは「所謂不逞鮮人」という表現で朝鮮人の抗日活動に注意を喚起している。

しかし、中国の官憲は、「不逞鮮人」は政治犯であるから取り締まる必要はないとして彼らを庇護している。これは中国人の朝鮮人迫害が、日本の侵略に対する反撃であったことを現している。

移民は日本人移民を目標とし、朝鮮人は積極的に誘致する必要はない。特に知識階級の朝鮮人は最も障害となるため将来的に制御するとする。

日本の官僚たちにとっては、『満洲』在住の朝鮮人々の正確な把握ができないことが不安であり、移住者の増大によって彼らの統制管理がますます困難になることが懸念事項であったであろう。

次に「日韓併合」以降、特に『支那官憲』が朝鮮人農民に圧迫をくわえるようになり、その迫害によって朝鮮人の排日感情が強まることも心配の種であった。

『満洲』における植民政策を円滑に進めるため、朝鮮人を人的資源とするための管理体制を整えたかった。そのための対策である。

第二に、「満洲国に於いて鮮人に留保されるべき地位、職業及その範囲」を規定している。

「地位は小作人、雇用労働者が適当とする。将来

満洲国開発に必要な下級労働者の不足が予想される。その代替え物は必ず鮮人の労力である。出来れば日本内地の鮮人労働者を満洲に移し内地労働者の失業緩和を図るなら一挙両得である」(2)

「農業労働者は、東亜勧業その他農事会社及び地

主の小作人、農家の日雇い労働者、日本人関係と満洲国関係の土木工事人夫とする。

知識階級は、鮮人民会の事務員、鮮人学校の教員や事務員、その他世話役、連絡員、通訳として使用する」(28)

ここで、彼らの地位職業を規定する。彼らを来るべき日本人農業移民のために必要とされる小作人、雇用労働者にあてる。また今後『満洲』開発において需要が伸びるであろう下級労働者にするための「対策」である。

日本官僚たちは、朝鮮人を『満洲』開発工業や農業のあらゆる開発の底辺に組みこむことのできる人的資源と考えた。知識階級の地位・職業は『鮮人民会』の事務員・学校の教員・通訳などに規定し、日本人の管理のとどく施設内にとどめておきたかった。

第三に、「社会的施設に対する注意」を挙げる。

「この種の施設は、鮮人の性質に鑑み物質的給与による施設救済は避け、勤労による生活の機会を与えることによって、その懶惰の性癖と依頼心を矯正することともにその民度に適応させること。

在満鮮人に対する施設は満洲人以上に優越させる

ことなし。即ち彼らの九〇%は最低生活の農業者であり、民度は寧ろ満洲人以下である。故にその施設もこの民度に即して実施する。

事変後は満鮮人はその背景たる日本の勢力を恃んで満洲人に對して傲慢不遜の態度を持つ傾向あり。従つて彼らに特別の優遇を与えれば、満洲国人との平和を害する。将来は満洲国人と歩調を合わせて共存共榮の一路を進むよう指導することを要す」(29)

「中枢統制機関を設置する、各地領事館及び同分館の指導・監督の下に鮮人民会を置く。本案の実施は在満各地鮮人居留民会に当たらせる。居留民会は一定の区域内に於いて鮮人指導、監督の任務を負う」(30)

「居留民会は、奉天省内に（既設一四箇所、新設一八箇所）計三二箇所設置する」(31)

朝鮮人の「民度」は中国人以下であるので、その社会施設もその「民度」に合わせて中国人以上のものは必要ないとしている。『満洲事變』後朝鮮人は中国人に傲慢不遜な態度で接するようになり、中国人との平和關係を害する。したがつて朝鮮人を優遇することはないということがある。(ここで言われる「社会施設」とは、朝鮮人移住農民に対し朝鮮總督府が特別会計の「在外朝鮮人施設費」によって設置した施設で、普通学校、病院などがある)

朝鮮人を「民度」が低いと規定することで、彼らはどのように扱つてもいい民族であるということを示したかつたと推察する。

最後に「機關の統制」を挙げる。

朝鮮人移住者の統制機関を設置し、その機関の下部に朝鮮人組織の「民会」を置き、朝鮮人の管理を彼ら自身にさせる「政策」である。

このように「朝鮮人移民対策」は管理統制を目的としたものであった。

「日韓併合」以降、朝鮮国内で展開された独立運動は、宗教家などの民主主義者の指導による市民・学生・農民の一般大衆による抗日闘争を組織した。當時、朝鮮との国境を接する『満洲』の間島地方には、日本の朝鮮支配の結果として経済的・政治的犠牲となつた朝鮮人が多数移住していた（一九三〇年で約四〇万人）。彼らは間島地方においても独立運動を展開した。日本の政府がもつとも恐れたのは彼らの抗日民族運動であった。

前記の「要綱」において、『在満』朝鮮人の全部が『不逞鮮人』（日本政府が抗日思想をもつ朝鮮人をそう表現した）になる性質をもつため注意を要すると述べている。日本の官僚たちは、朝鮮人一般大衆による抗日闘争の威力を充分に認識していた。

下級労働者不足をうめあわせるために、できれば日本内地の朝鮮人労働者を『満洲』に移し、内地労働者の失業緩和をはかれば一舉両得であると述べている。それは、排日思想のない、あるいは弱い在日朝鮮人を欲したからと思われる。

「対策」において、朝鮮人の「民度」は「満洲人以下」としていることについて、次のように考察できる。

前述の「支那人移民対策案要綱」第三にある「日鮮移民に及ぼす影響」の項を見られたい。

「支那移民の流入がより生活程度高き日鮮移民の移住を阻害する」とある。そこでは、日本人と朝鮮人は生活程度が高いと述べ日本人と朝鮮人を同位におき、中国人をその下に位置づけている。日本官僚たちは、朝鮮人の「民度」を「満洲人以下」とすることによって、その地位・職業の範囲を規定する必要があった。したがって、朝鮮人の「民度」は「満洲人以下」であるという根拠は

何もない。

『満洲』移民政策において日本官僚たちは、朝鮮人を時に応じて選別し、差別し、利用した。支配者の「大國意識」と「排外主義」を鮮明に見ることができる。

三、「中国人・朝鮮人移民対策」にみる民族関係

『満洲』における中国人と朝鮮人の関係は、時期・地域・階層・地位において多様であったと思われる。前記の「移民対策」によってその多様な民族関係を見ることは出来ない。本稿で明らかにできることはそのごく一部である。

従来中国人地主は、主に朝鮮人農民（小作）の存在によつて（実質は支配）経営安定を図っていた。特に水田稲作を取り入れた農村では、それを得意とする朝鮮人農民が中国人地主に与えた貢献度は大きかった。両者の関係は、双方の経済的利害上では安定していたともいえる。しかし、中国人地主が捨ててかえりみない山間僻地を開墾し、水田稲作によつて生計を営む朝鮮人農民の中には、地主の収奪によつて窮乏生活を営む者が多かつた。

日本の『満洲』植民活動の強化が、『支那官憲』によ

る「特に鮮農に対して」の迫害をまねき、彼ら農民の生活はますます厳しくなっていった。

『支那官憲』の朝鮮人への迫害は、「日韓併合」を背景として日本が朝鮮農民を『満洲』侵略の梃子にしたことに由来する。特に反日思想の強い指導者のいる県は、朝鮮農民に圧迫を加えた。農民たちは移住地を追われ、より未開拓地への移住を余儀なくされた。迫害を受けた農民たちは、窮乏生活のなかで抗日軍に加わる者も多かった。

一方、日本の『満洲』領有・支配に反対する中国人は「反満抗日民族運動」を組織し、「満洲事変」後の『満洲』において武装闘争を行った。知識階級の中国人たちは、抗日運動を組織する朝鮮人と共闘し抗日闘争を展開した。

『支那官憲』が、日本が最も恐れる『不逞鮮人』を「彼らは政治犯故取り締まる必要なし」としたのは、抗日に於いて彼らが共闘したことの意味である。

「日韓併合」を契機に強烈な抗日闘争を展開した朝鮮独立運動の闘士たちは、朝鮮と国境を接する『満洲』の間島地方に多く居住していたが、彼らは間島地方から北上し、各地域の都市部で抗日闘争を開拓した。彼らの一部は中国共産党と共に抗日遊撃隊を組織して闘った。

四、日本人権力者の民族観

以上に『満洲國』側の関東軍指導の『満洲』移民政策における民族関係を見た。ここに日本側の担当官庁である拓務省に於いて行われた移民問題討議の会議（一九三二年）の議事録⁽³²⁾からその民族観を見る。

会議における発言者一三人のうち五人が、東京帝國大学・京都帝國大学・北海道帝國大学の農学部の教授である。彼らは農業の専門家として『満洲』移民政策を推進し、政策の指導的立場に居た。

「……或る一つの国家がその国民を本国以外に移住させ」「経済的發展を図ることは仰も植民地の活動の根幹を成すものであるから、そこに色々の経済的關係が生まれ」「母國の經濟的發展が世界的に広がっていく一つの過程であるが」「單にそういう關係のみならず、高級文化を有する國民が、尚文化の低い所の地方にその文化を扶養致しまして、その地方の文化的向上を図ることはその地方の國民それ自体にも非常なる幸いを与えるものあります」⁽³³⁾

『満洲』移民政策が、日本の経済発展を図る活動の根幹であるとする。日本が高級文化を持つ国であり、中国は文化の低い国と規定する。その上で中国の文化の向上に寄与するという「たてまえ」を述べる。実際は彼らを排斥する活動であった。

「移民は矢張り内地人に重きをおきたい」「鮮人も既に日本帝国の臣民でありますので、鮮人を全然

無視してよいという狭い考えではない」「鮮人に対しましても彼らが日本の統治下にあるということを肝の底から喜ぶように政策は必要である」「しかしながら今回の移植民として人間を植えつけるということから考えますと、彼らのように何らの保護もなく何らの組織のない状態においておいてもそれぞれ入ってくる力を持つているところの鮮人である」「故に特別な便利を与えなくともよろしい」「主力は内地の農民を植えつけることを第一に考えたいのである」(3)

朝鮮人は「日本帝国の臣民」ではあるが、特別保護を与えなくてもよい。日本人とは区別する。先ず日本人移民を優先させ、朝鮮人は必要に応じて利用し、時には排

除する考え方である。そして日本の農民は「植えつける」と表現する。移民政策では日本農民も「物」であった。ここに現れている対中国人・朝鮮人観は、前記関東軍指導の「満洲移民政策」の内容と、ほぼ一致する。

五、おわりに

『満洲』移民政策の中心的役割を担った権力者たちのあからさまな民族差別は、その後の国際的関係やその他の影響によって変化をせまられた。また「差別」と闘うさまざまな人々の熱い運動によって、人々は「差別はよくない」ことを認識してきた。しかし差別が無くなつたわけではないことも不幸にして事実である。目や口を覆うことによって差別は寧ろ人々の心の奥に沈殿した。

当時の政府機関が、移民政策に関する政府の公的書類の多くを敗戦と同時に焼却した事実は、あの「侵略」の全貌を「隠蔽」したこと意味する。事実を隠す行為とは、その事実がいまだ存在することの証明でもある。今日数多く起る「差別事件」によって、われわれはそれを知らされる。

現代において、国籍を異にしながら日本で生活するひ

とびとは、今や特別な存在でもなく、例外的でもなくなつてゐる。またわれわれは、物や情報がやすやすと国境を越えることを、ごく自然に受け入れている。それならば、日本で生活するすべての人々が生きやすい制度を作り出す必要と可能性があるはずである。そのためのひとつの方針が、歴史を「隠蔽」することなく認識し意識化することであると考える。

最後に、当時の『満洲国』を『偽・満洲国』と表現する人々の居ることを改めて思いおこしたい。日本帝国主義の侵略によって作った傀儡『満洲国』に対して、断固国家とは認めず、民族的屈辱と苦難の抗日闘争を闘つた人々の意思が、この『偽』の一字にはこめられている。

(1) 「試験移民期」一九三二年、第一次農業移民送出、片手に銃、片手に鋏の軍人経験を持つ特別移民主体で入植、移民募集は地方政府及び在郷軍人会が行つた。(資料第一三巻、一八一～一八二頁) 日本の植民地侵略政策に抵抗

- 〔注〕
- (1) 「試験移民期」一九三二年、第一次農業移民送出、片手に銃、片手に鋏の軍人経験を持つ特別移民主体で入植、移民募集は地方政府及び在郷軍人会が行つた。(資料第一三巻、一八一～一八二頁) 日本の植民地侵略政策に抵抗
 - (2) 「本格移民期」一九三七年以降五年間。一九三六年関東軍によって「満洲農業移民百万戸移住計画」が立案され、大量移民送出が行われた。(「満洲開拓史」一七四頁参照)
 - (3) 「移民政事業崩壊期」一九四二年から敗戦までの時期、日本国内における兵員化と軍需産業の労働力確保のため移民送出は停滞する。一九四二年「満洲開拓政策第二期五ヵ年計画要綱」では「東亜防衛における北方拠点の強化、農産物の増産」が当面の目標とされた。戦時体制に備えた施策であった。(「資料」第五巻、二五四～二五七頁)
 - (4) 『満洲移民関係資料集成』編別解説一〇頁。「以後資料の「卷」のみ表示する」
 - (5) 「関東軍」＝日本陸軍の関東州(現在の中国、山東・河南等の地)及び『満洲』にあつた諸部隊の総称。一九〇五年(明治三八年)南満洲の特殊権益擁護のために設置し、その後わが国の『満洲』支配の中核的役割を担つた。敗戦によって壊滅した。(岩波書店「広辞苑」による)

する中国人・朝鮮人の抗日戦が激烈に展開され、移民ちは戦闘に明け暮れ「武装移民」と言われた。(「満洲開拓史刊行委員会」「満洲開拓史」一一〇頁参照)

- (6) 満鉄経済調査会「満洲農業移民立案調査書類」。満鉄調査会は機構的・財政的には満鉄の一部局で、委員長には満鉄理事十河信二が就任したが、実質的には満洲の武力制圧者となつた関東軍の指導のもとに業務を行なう国家機関と目された。経済調査会は満洲国の発足に当たつて経済企画官庁の役割を果たしたと言える。(資料集成編別解説による)
- (7) 「支那」＝中国に対する蔑称。江戸中期から第二次世界大戦末まで用いられた。
- (8) 第一三卷、四四〇頁。「満洲に於ける支那人移住状況及異住民の特質」
- (9) 同卷、四四二頁。その他、入満及離満の経路、入満後の経路、入満者の分布状態についての実績調査記録有り。
- (10) 同卷、四五一～四五四頁。
- (11) 第一三卷、二三二頁。
- (12) 同卷、三二八頁。
- (13) 「匪賊」＝当時の『満洲』において、主に抗日軍を『匪賊』と呼んだ。日本の『満洲』侵略に対し、中国人・朝鮮人は激しい抵抗運動を展開した。関東軍は抗日隊の鎮圧に苦戦し、第一次移民は抗日軍との戦闘に開拓の大半を費やした。(『満洲開拓史』九五頁)「匪賊を嫌えば満洲には住めぬ」(第一次移民・山崎團長の報告、第一
- (14) 第一三卷、三二二頁。
- (15) 同卷三二三頁。
- (16) 同卷三二三頁。
- (17) 同卷三二三頁。
- (18) 同卷、三三三頁。「移住拒否亦不可」
- (19) 同卷、三四四頁。
- (20) 同卷、三三六頁。
- (21) 第一三卷、二二三頁。「在満鮮人状況」
- (22) 同卷、二三四頁。
- (23) 同卷、二四二頁。
- (24) 同卷、二四八頁。
- (25) 同卷、二四八頁。「所謂不逞鮮人に就いて」
- (26) 同卷、二九二頁。
- (27) 同卷、二六一頁。「在満朝鮮農民の窮状」の中の中国人地主と朝鮮人農民の関係悪化を見る。
- (28) 第一三卷、一九一頁。「在満鮮人根本対策」
- (29) 同卷、二九三頁。
- (30) 同卷、二九三頁。
- (31) 同卷、二九四頁。
- (32) 「関東軍統治部産業諮詢委員会議事速記録」(一九三二年)「極秘」関東軍の移民政策に基本的方向性を与えた。三九六頁)と言われた。

たもの（資料集成・編別解説）

(33) 第一卷、二二五頁。北海道帝国大学・上原教授

(34) 同卷、一一〇一二二頁。東京帝国大学・那須教授

〔参考文献〕

満洲移民史研究会編

「日本帝国主義下の満洲移民」一九八四龍溪書舎

浅田喬二

「日本帝国主義と植民地地主制」一九六八龍溪書舎

満洲開拓史刊行会「満洲開拓史」一九八〇

浅田喬二編「帝国日本とアジア」一九九四吉川弘文館

中国東北地区における指紋実態調査団

「抗日こそ誇り」一九八八

小峰和夫

「満洲（マンチュリア）」一九九一御茶の水書房